

No.	質問	回答
1	駐輪場は設ける必要があるか。	原則として整備していただく必要があります。近隣トラブルにならないよう、適切に対応してください。
2	物件確保から運営開始までの費用について、事業開始前月分以外の賃借料は自分で支出するのか。	開設日前月分の家賃のみが開設準備金の補助対象となります。選定後に賃借料が発生した事例もありますので、各事業者において貸主とご調整ください。
3	一次審査（書類審査）で不選定となることはあるか。	原則として一次審査で不選定となることはありません。一次・二次審査ともに受けていただきます。
4	物件は8月ぐらいまでに確保しておくべきか。	応募書類として所有権又は賃借権を有する（見込みを含む）ことを証明する書類を提出していただくため、提出期限（9月18日）までに書面で取り交わしている必要があります。
5	契約書類は団体名義での契約になるか。	原則として団体名義で契約してください。なお、任意団体で団体としての契約が難しい場合は、代表者名でも可とします。
6	応募書類について、 ・「D団体の事業概要がわかる書類」のパンフレットとはどのようなイメージか。 ・「E団体の資格を証明する書類」の議事録は必ず提出するのか。議事録のひな型はあるのか。	・団体の事業概要を記載したパンフレットを作成されている場合は、当該資料をご提出ください。新規に団体を立ち上げる等でパンフレットがない場合は、団体の運営方針や理念等を記載した書類を作成し、ご提出ください。 ・議事録については、団体設立時および直近の総会のものをご提出してください。出席者・議題内容・日付等を記載した一般的な議事録ひな型を参考に作成してください。
7	レスパイト事業・ほっとステイ事業の職員配置について、「区長が別に実施する研修又は相当と認めた研修を受講し、及び修了した者」とはどういった資格を指すのか。	保育サポーター養成講座と子育て支援員研修（地域保育コース）が該当します。研修の受講については、下記をご参照ください。 ■保育サポーター養成講座（年2回開催） ・第1回 保育サポーター養成講座受講者向け（6月～7月の6日間） ・第2回 世田谷区ファミリー・サポート・センター子育て支援者養成研修受講修了者向け（9月の1日） ・令和8年度開催分ホームページ https://www.setagaya-kosodate.net/event/26155/ ■子育て支援員研修（地域保育コース） ・第1期 4月応募受付 ・第2期 7月応募受付 ・第3期 10月応募受付 ・（公財）東京都福祉保健財団ホームページ https://www.fukushizaidan.jp/111kosodateshien/
8	事業計画書の個人情報保護の管理体制には法律順守に関して詳しく書いた方がいいか。ページ数の規定はあるか。	法律遵守等に関して、詳細な記載が可能な場合はご記載ください。ページ数の規定はありませんので、複数ページでご提出いただいても問題ございません。
9	加算事業の加点方式について、レスパイト事業およびほっとステイ事業は双方を実施した場合に加点されるのか。それともいずれか一方の実施で加点の対象になるのか。	レスパイト事業、ほっとステイ事業それぞれに加点項目を設けております。
10	おでかけひろばを開設してからほっとステイの実施を検討したいが、応募時に「実施有」を選択しないと加点対象とならないのか。	応募時に実施する場合のみ加点対象となります。ただし、将来的にほっとステイの実施を予定している場合は、その旨を応募書類にご記載いただければ、内容を確認することができますので、ご記載ください。

11	ほっとステイを2階で実施する場合は、避難はしごではなく、屋外階段の設置が必須となるか。	必須です。
12	ほっとステイを1階で、おでかけひろばを2階で実施するなど、実施フロアを分けることは可能か。	可能です。ただし、職員配置の要件上、「おでかけひろば職員の支援を受けられる場合」に該当しないのでご注意ください。 区HPに「スタッフ配置イメージ」を掲載しておりますので、ご参照ください。 https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/30461.html#p14
13	開設日数について、週3日開設と週5日開設などの日数の違いは、選定に影響するのか。	加点対象とはしていませんが、区としては、より多くの日数での開設を期待しております。
14	補助金の交付を受けていないおでかけひろばもあるのか。	区立保育園内で実施している5か所と委託事業である子育てステーションの5か所は、いずれも区の資金によるものですが補助金は交付していません。補助金が交付されているのは今回整備対象の補助のおでかけひろばのみです。
15	レスパイトとほっとステイの利用人数は施設の大きさによるのか。	レスパイトは1施設あたり1人利用できるスペースを整備してください。ほっとステイ（おでかけひろば活用型）は実施要綱上、定員2名以上と定めています。 なお、ほっとステイ事業の実施にあたっては、児童1人あたり3.3㎡以上の広さを有する一時預かり専用のスペースを確保する必要があります。
16	ほっとステイの利用時間は長いほうが良いのか。	一日5時間以上開設してください。 利用者が一日に利用できる時間は、ほっとステイ実施要綱に記載のとおりですが、区と事前協議のうえ、別に設定することができます。
17	食事は保護者に持ってきてもらうのか。	基本的に食事は保護者に用意していただきます。保育園内で実施している施設では給食を提供している例もあります。
18	ひろば内で子どもを預かる以外に習い事教室などを開催してもよいのか。	おでかけひろば事業と切り分けて実施することは可能です。ただし、おでかけひろば事業の補助金を他の事業の経費として使用することはできません。 実施する場合は事前に区へご相談ください。
19	イベントの利用料は無償でなくてはならないのか。	必要となる材料費等が生じた場合は、実費相当のイベント利用料を徴収することは差し支えありません。
20	・STKハイツ内の事業者募集は令和9年度に行われるのか。 ・その際も同様の説明会が開催されるのか。 ・令和9年度の整備数は1か所か。 ・STKも例年のスケジュールで整備されるのか。	令和9年度に募集を行います。説明会の開催については未定です。整備数は、STKハイツ1か所のみを予定しています。なお、整備スケジュールは例年と異なる場合がありますので、随時、区HPをご確認ください。
21	ほっとステイ事業とレスパイト事業では、選定において加点に差はあるか。	審査基準の詳細は非公表です。
22	今年度おでかけひろばの整備数は2か所程度と記載されているが、3か所目が整備される可能性はあるか。	ありません。
23	空白地域以外で応募しても良いか。	空白地域以外でも応募可能ですが、既存のおでかけひろばが近くにある地域で整備をする場合は、例えば「大きな道路で分かれており、利用者の生活環境が異なるためにおでかけひろばの整備が必要である」等の理由を応募書類の事業計画書（様式4）の「立地条件・周囲の環境」にご記載ください。